

施工体制点検マニュアル

1 目的

平成 13 年 4 月 1 日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事における一括下請負の禁止、発注者への施工体制台帳の写しの提出が受注者に義務付けられるとともに、同法第 14 条には、公共工事の発注者は工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他必要な措置を講じなければならないと規定された。

また、同法の規定により国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「適正化指針」という)」には、現場の施工体制の把握を徹底するための要領の策定等による統一的な監督の実施に努めるものとして規定され、同法第 16 条において公共工事の発注者は、適正化指針の定めるところに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

このため、適正化指針に基づき、三重県発注の公共工事において工事現場の適正な施工体制の確保と一括下請負等の不正行為の防止に努め工事現場における品質の確保を行うことを目的として、点検内容を統一した「施工体制点検マニュアル」を定める。

2 施工体制点検

1) 点検対象工事

提出書類の点検

請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事

現場における点検

請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事

一括下請負に関する点検

下請負金額の合計が 3,000 万円（建築一式工事は 4,500 万円）以上の工事

2) 点検内容

「施工体制点検チェックリスト(様式 - 1)」により、（請負金額 2,500 万円【建築一式工事は 5,000 万円】以上）、（のうち下請負金額の合計が 3,000 万円【建築一式工事は 4,500 万円】以上）について、別表 1 のとおり以下の点検を行う。

提出書類の点検

提出された部分下請負通知書等の記載内容について、机上で点検を行う。

(1) 部分下請負通知書の点検

(2) 施工体制台帳の点検

(3) 工事カルテの点検

現場における点検

現場の施工体制について、工事現場で点検を行う。

(1) 技術者の同一者の点検

(2) 施工体制台帳の現場整備の点検

(3) 標識等の掲示の点検

(4) 元請負、下請負者の工事内容の点検

- (5) 技術者の専任、現場代理人の常駐の点検
- 一括下請負に関する点検
- 工事への実質的関与等について、技術者へのヒアリング等により点検を行う。
- (1) 元請負人の主たる部分の直営施工の有無
- (2) 元請負人に着目した点検
- (3) 下請負人の専任技術者の点検【下請契約金額 2,500 (建築一式 5,000) 万円以上】
- (4) 下請負人に着目した点検

別表 1：対象工事における各点検項目一覧表

点検項目		
提出書類の点検		
(1) 部分下請負通知書の点検		
(2) 施工体制台帳の点検	-	
(3) 工事カルテの点検		
現場における点検		
(1) 技術者の同一者の点検		
(2) 施工体制台帳、施工体系図の現場整備の点検	-	
(3) 標識等の掲示の点検		
(4) 元請負、下請負者の工事内容の点検	-	
(5) 技術者の専任、現場代理人の常駐の点検		
一括下請負に関する点検		
(1) 元請負人の主たる部分の直営施工の有無	-	
(2) 元請負人に着目した点検	-	
(3) 下請負人の専任技術者の点検	-	
(4) 下請負人に着目した点検	-	

： 請負金額 2,500 万円 (建築一式工事は 5,000 万円) 以上の工事

： のうち下請負金額の合計が 3,000 万円 (建築一式工事は 4,500 万円) 以上の工事

3) 点検者等

原則として総括監督員が各点検を行うものとするが、総括監督員以外の者が点検を行う場合は、その都度、総括監督員が点検者を定めて実施する。

課長 (本庁は室長) は、点検の実施について確認する。

4) 点検時期及び回数

提出書類の点検

書類が提出された時点、又は「 現場における点検 」前

現場における点検

工事施工中に 1 回 / 月程度 (必要に応じ回数を増やす。)

一括下請負に関する点検

工事施工中 1 回以上 (原則として、主たる工種の実施期間中とする。)

5) チェックリストの保存等

点検が終了した「施工体制点検チェックリスト」は、工事完成時に室長決裁をうけて、完成検査時に検査員に提示し点検結果が記載されていることの確認を受ける。

また、「施工体制点検チェックリスト」は設計図書に添付し、保存する。

3 是正措置

点検の結果、技術者の配置や一括下請負等の建設業法等に抵触する疑義又は問題があるものについては、早急に指示書等により是正措置を講ずる。

また、指示した内容が改善されない場合は「施工体制点検による未改善・疑義行為について」(様式 - 2)により、本庁事業担当室長及び県土整備部建設業室長へ報告する。

4 点検結果の報告

各発注機関の長は、毎年度の施工体制点検結果を翌年度4月20日までに関係部局長(本庁主管室あて、県土整備部にあつては公共事業運営室)へ「施工体制点検結果報告書」様式 - 3により報告する。

関係部局長は、上記点検結果をとりまとめて、翌年度4月30日までに県土整備部長(公共事業運営室あて)へ報告する。

5 適用日

平成21年4月1日